

# 審議会等の設置及び運営等に関する基準

京都府乙訓郡大山崎町

## 審議会等の設置及び運営等に関する基本的な考え方

### 【趣旨】

近年、町民の行政に対する期待や要望、ニーズが複雑かつ多様・高度化し、また、地方分権の進展に伴い行政需要の範囲が拡大する中で、これに公正、適切に対応しなければならない行政の責務は増大しています。その一方、長引く不況や景気低迷をはじめ、さらには国の構造改革の一環としての“三位一体改革”などの影響により、町財政はかつてない厳しい状況にあります。

こうした現状において、住民サービスの向上を図るためには、行財政の簡素化、効率化等、従来にも増したさらなる行財政改革が喫緊の課題となっていますが、これによっても、町が全ての住民ニーズに対応するには、量的にも質的にも一定の限界があることは否めません。

このような状況の中、地方分権社会において、自己決定と自己責任に基づいたより高度な行政運営を推進するためには、町民と行政が協働し、お互いがそれぞれの役割を果たしながら特色あるまちづくりを進める必要があります。

本町では、21世紀初頭のまちづくりの基本構想とその実現に向けての方策を明らかにする、大山崎町第3次総合計画「おおやまざき まちづくりプラン2015」を策定し、その中で、「多様な主体の参加・協働によるまちづくり」を構想実現のための柱のひとつと位置づけています。

一方、町政に対する町民の意見の反映、公正な行政運営の確保、専門知識の導入、行政施策推進のための総合調整などを目的として設置される審議会等については、行政施策の決定などの意思決定に係る重要な役割を果たしていますが、しかしながら、その運営等については、いつ・どこで・どのような会議が開催され、どのような審議検討が行われ、どのような決定がなされたかが明確でなく、政策決定過程が不透明という批判があることも事実です。

それゆえに、「透明性の確保」、「町民参加の拡充」、「機能の活性化」など、町民と行政との信頼関係の確立、パートナーシップの実現に向けた、より民主的な運営が求められているところです。

今回策定する、この「審議会等の設置及び運営等に関する基準」は、多様な主体の参加・協働によるまちづくりを具体化する一つとして、また、総合的な情報公開の一環として、審議会等の設置、運営等に関し、全庁的な基準を定めるもので、今後、この基準に沿って、各分野を所掌するそれぞれの担当課が、各行政施策のなかで工夫して取り組むことにより、町民参加が促進された「開かれた町政の実現」に寄与し、ひいては、町総合計画に掲げた基本構想の実現に資するものです。

## 【審議会等の範囲】

### ① 附属機関

地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより、調停、審査、諮問又は調査を行うために設置された機関

### ② 附属機関に類するもの

法律又は条例に基づいて設置された附属機関以外のもののうち、町行政に対する町民の意見の反映、専門的知識の活用等を図ることを目的として、規則、要綱、要領等を設置根拠として設置された協議会、検討会、懇話会等であって、町民、有識者等を構成員に含むもの。

## 【審議会等の設置、運営等】

### ① 設置目的、審議事項等が類似する審議会等の設置を防ぐ。

- ⇒
- ・審議会等の所掌事務(規定)はできるだけ広範囲のものとする
  - ・分科会、部会等の設置により弾力的、機能的な運営を図る。
  - ・名称は、法による附属機関と紛らわしい表現を用いない。

### ② 行政の簡素・効率化、行政責任の明確化の観点を踏まえる。

- ⇒
- ・真に必要なもの、その目的を十分精査、限定して設置する。
  - ・臨時的な審議会等をはじめとして可能な限り設置期限を明示する。
  - ・既に設置されている審議会等は、現状の必要性、妥当性等の観点から廃止、統廃合等について十分な評価を行う。
  - ・会議の開催は、必要最小限にとどめる。
  - ・委員数は、法律等の定めがある場合を除き必要な人数に限定する。

### ③ 町民にわかりやすい運営等を行う。 『会議の公開指針』で別に定める。

- ⇒
- ・情報公開条例の趣旨を踏まえ、原則公開による会議運営に努める。
  - ・会議資料は原則として開催前に配付する。
  - ・会議録等は審議経過が明確となるようにし、町民にわかりやすく迅速に公表する。

【審議会等の委員選任】  『委員公募に関する指針』で別に定める。

- ① 審議会等の機能が十分発揮されるような委員構成を行う。
  - ⇒ ・ 広く各界各層、幅広い年齢層から適切な人材を選任する。
  - ・ 積極的な町民参加を得るため、委員の町民公募等を検討し、実施に努める。
  - ・ 女性委員の選任は、町男女共同参画計画の趣旨に基づき積極的に行う。
  - ・ 町職員、町議会議員を選任する場合、その選任基準を明確にする。
  
- ② 適正な在任期間及び重複機関数などの一定基準を明示する。
  - ⇒ ・ 委員の在任期間について、就任回数や通算期間等を定める。
  - ・ 同一人を重複して選任できる審議会等の数を定める。

#### 【要綱に基づく個別規程及び実施時期】

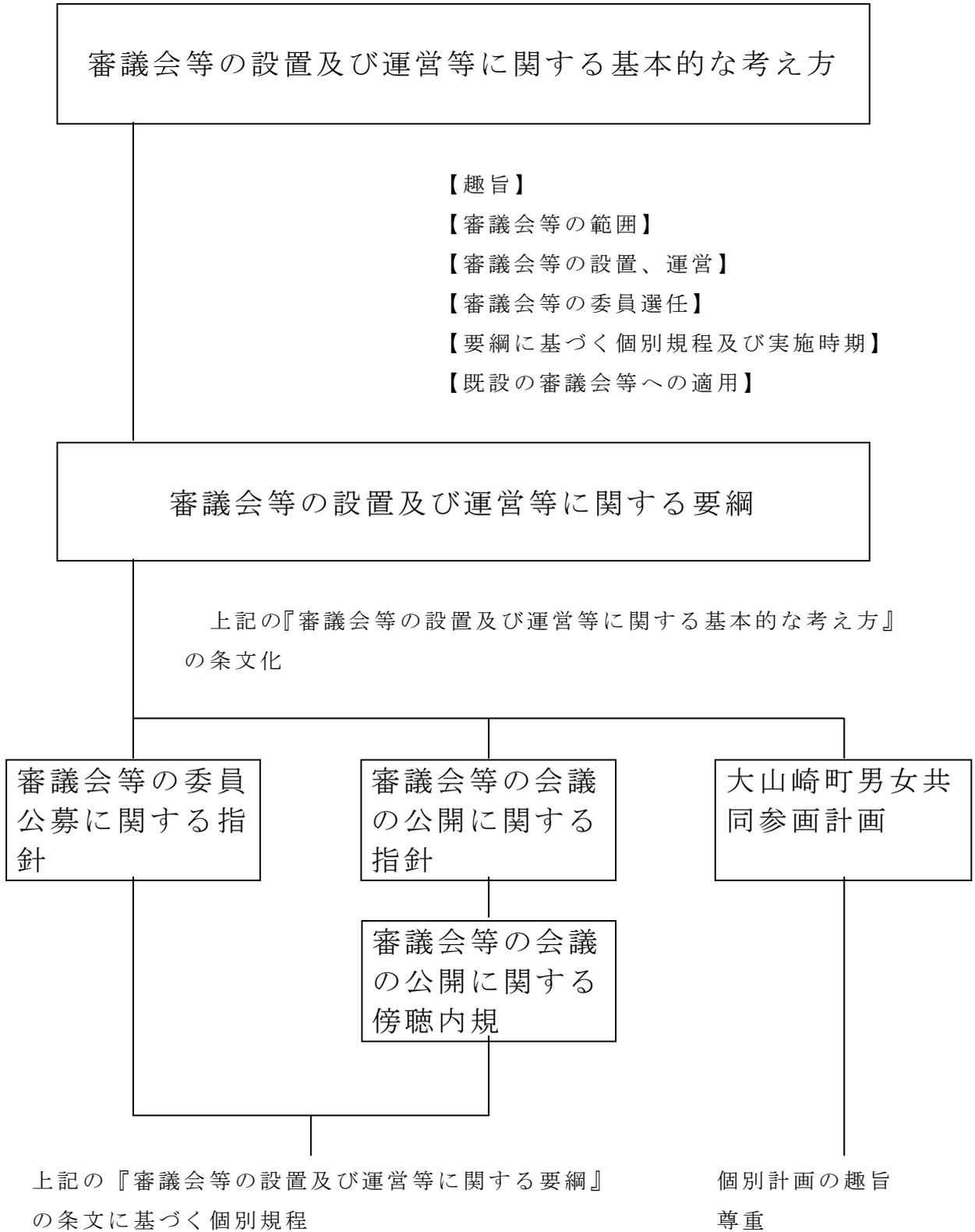
上記の基本的な考え方に立って、「審議会等の設置及び運営等に関する要綱」並びにこの要綱に基づく「委員公募に関する指針」、「会議等の公開に関する指針」を制定し、適用が可能な審議会等については、順次実施する。

#### 【既設の審議会等への適用】

この基本的な考え方の適用にあたっては、以下のことに留意するものとする。

- ① 法令等に抵触しないことを確認するとともに、当該審議会等の規程を改正すべき必要があるものについては、所管課において、実施に向けて速やかにその措置を講じる。
  
- ② 各審議会等の自主性を尊重して、事前に各委員に十分な説明を行い理解を求めるなど、民主的な手続きに十分配慮する。
  
- ③ この基本的な考え方にに基づき制定される要綱等は、「広報おおやまざき」及び「町公式ウェブサイト」への掲載等、町民への情報提供を行う。

# 審議会等の設置及び運営等に関する基準の構成



## 審議会等の設置及び運営等に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、附属機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置されるものをいう。）及びこれに類するもの（以下「審議会等」という。）の設置及び運営等に関し、基本的事項その他必要な事項を定めることにより、町政の透明性の一層の向上を図り、もって、町政に対する町民参加を促進し、町民の意見の反映、公正で開かれた行政運営の確立に資することを目的とする。

### (審議会等の設置)

第2条 審議会等の設置にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 簡素・効率的な行政運営、行政責任の明確化の観点から、真に必要な審議会等の設置に限るものとする。
- (2) 審議会等の所掌事務は、設置目的及び審議事項が類似する審議会等の設置を防ぐため、できるだけ広範囲の規定とするとともに、その運営にあたっては、分野別の部会等の設置により、機能的、弾力的な運営に努めるものとする。
- (3) 審議会等の委員の総数は、原則として10人未満とする。ただし、法律又はこれに基づく命令等（以下「法令等」という。）に定めがあるなど、特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。
- (4) 臨時的、時限的に設置される審議会等については、設置期限を明示するものとする。

### (審議会等の運営)

第3条 審議会等の運営にあたっては、効果的・効率的な運営を行なうため、次の事項に留意するものとする。

- (1) 会議の開催は必要最小限にとどめる。

- (2) 会議の資料は、原則として、会議開催前に配付する。
- (3) 会議記録等は、審議経過等が明確となるよう作成する。

(会議の公開)

第4条 審議会等の会議は、第1条の目的の達成のため、別に定める「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、原則公開により行なうものとする。

(審議会等の委員の選任)

第5条 審議会等の委員の選任については、当該審議会等の設置目的を踏まえ、次の事項に留意するものとする。

- (1) 審議会等が十分機能するよう、幅広い分野、年齢層から適任者を選考するものとする。
- (2) 女性委員の選任については、「大山崎町男女共同参画計画」の趣旨に基づき、積極的にこれを行なうものとする。
- (3) 委員の再任は、当該審議会等の委員として、在任年数が通算して10年を超える場合は行なわないものとする。ただし、専門分野の学識経験者を充てる場合その他特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。

同一人を委員として選任できる審議会等の兼職数は、3までとする。ただし、当該審議会等の所掌事務について特に関わりの深い団体等を代表する者その他これに準ずると認められる者を選任する場合は、この限りでない。

- (4) 町職員及び町議会議員は、審議会等の委員に選任しないものとする。ただし、法令等又は条例若しくは各機関の明確な定めがある場合及び審議会等の性質を考慮してもなお委員に含めることが必要と認められる場合は、この限りでない。

(委員の公募)

第6条 審議会等の委員の選任にあたっては、当該審議会等の設置目的、審議内容等を勘案したうえで、委員の公募制の導入を検討するものとする。

2 前項に規定する検討に際しては、可能な限り委員の公募性を導入するよう努めるものとし、その実施にあたっては、別に定める「審議会等の委員の公募に関する指針」に基づき、行なうものとする。

(審議会等の見直し)

第7条 既に設置されている審議会等で、次の各号のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合の見直しを行なうものとする。

- (1) 所期の目的が既に達成されているもの
- (2) 社会経済環境の変化等により、その役割が著しく低下し、又は存続の意義が薄らいだもの
- (3) 活動が著しく不活発なもの
- (4) 他の行政手段等により代替が可能と思われるもの
- (5) 設置目的及び所掌事項が他の審議会等と著しく類似又は重複しているもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、行政の総合性の確保、簡素・効率化の見地から廃止又は統合が望ましいもの。

2 過去5年以上委員が任命されていない審議会等又は設置後5年以上経過した審議会等については、前項に掲げる視点に照らし、その必要性を再検討するものとする。

(調整事項)

第8条 審議会等を所管する課の長（以下「主管課長」という。）は、当該課の審議会等の設置及び運営に関し、次の調整を行なうものとする。

- (1) 設置、廃止及び統合に関すること。
- (2) 委員の選任及び解任に関すること。

- (3) 前各号に掲げるもののほか、必要な総合調整に関すること。
- 2 主管課長は、新たに審議会等を設置する場合又は既に設置されている審議会等を廃止若しくは統合する場合には、企画財政課に合議するものとする。
  - 3 主管課長は、審議会等の委員の選任又は解任については、その都度委員名簿を作成又は更新し、企画財政課に提出するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に設置されている審議会等に係る第 5 条及び第 6 条の規定については、施行日以後最初の委員改選時から適用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

## 審議会等の委員の公募に関する指針

### 第1 趣旨

この指針は、審議会等の設置及び運営に関する要綱(以下「要綱」という。)第6条に規定する委員の公募制の導入にあたり、当該委員の公募方法等について、審議会等を所管する課(以下「主管課」という。)が準拠すべき必要な事項を定める。

### 第2 対象となる審議会等

- (1) 委員の公募制導入の対象となる審議会等(要綱第1条に規定する審議会等をいう。以下同じ。)は、当該審議会等の設置条例等において、委員の構成について町民又は町民代表(団体等の代表者を委員として規定するものを除く。)と定める規定若しくは町民を選任することを前提としたこれらに類する規定を有する審議会等とする。
- (2) 公募制委員の人数は、当該審議会等の設置条例等において具体的な人数を定めている場合を除き、他の委員構成との均衡を考慮して定めるものとする。

### 第3 申込者の資格

審議会等委員の公募に申し込むことができる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 原則として年齢満20歳以上の者
- (2) 本町の区域内に1年以上住所又は勤務先を有する者
- (3) 本町議会議員又は本町職員でない者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項(特定の応募資格を付与する場合等)

### 第4 公募の方法等

審議会等委員の公募にあたっては、次に掲げる事項について、広報「おお

やまぎき」への掲載及び町公式ウェブサイトへの掲載等の方法により、町民に広く情報の周知を図るものとする。

- (1) 審議会等の名称、目的及び所掌事項
- (2) 申込者の資格
- (3) 公募数
- (4) 選任の時期及び任期
- (5) 申込方法及び申込期限
- (6) 選考方法
- (7) 問い合わせ先（電子メールによる申込を受け付ける場合は、そのアドレス名）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の町民への周知は、審議会等委員の公募に申し込もうとする者が申込期限までの時間的余裕が確保されるよう配慮して行うものとする。

## 第5 申込方法等

申込方法は、審議会等委員の公募に申し込もうとする者が、次に掲げる事項を記載した書類を主管課に提出することにより行なうものとする。

- (1) 申し込む審議会等の名称
- (2) 住所、氏名、年齢、在住又は在勤期間及び電話番号（必要によりEメールアドレス）
- (3) その他特定の応募資格の付与又は選考を実施する場合において必要な事項

2 提出された申込書類は、返還しないものとする。

## 第6 選考の方法等

公募制委員の選考は、主管課において抽選により行う。ただし、特定の応募資格を付与する場合等にあつては、申込書類による書類選考、小論文選考

及び面接を行うことができる。

- 2 前項の選考は、選考過程の透明性及び公正性を確保するため、必要により主管課以外の職員及び第三者を含めて構成した選考委員会等を設置して行なうことができる。
- 3 選考の結果については、合否にかかわらず、主管課より遅滞なく申込者に通知するものとする。

## 第7 特例

この指針に基づく審議会等委員の公募を行なった場合において、次に掲げる事項に該当するときは、再公募を行なうことができる。ただし、日程等に余裕がない場合は公募によらない方法で委員を選任することができるものとする。

- (1) 申込期限までに申し込みがなかったとき。
- (2) 申込者の全員が申込資格を満たさなかったとき。
- (3) 申込者の一部が申込資格を満たさなかったことにより公募人数に満たなかったとき。(その満たなかった人数に限る。)
- (4) 選考の結果、該当者がなかったとき。
- (5) 選考の結果、該当者が公募人数に満たなかったとき。(その満たなかった人数に限る。)
- (6) 申込者数が公募人数に満たなかったとき。(その満たなかった人数に限る。)

## 附 則

(施行期日)

- 1 この指針は、平成16年4月1日から施行する。

(合議)

- 2 主管課において、委員の公募を実施しようとするときは、公募の概要につ

いて、企画財政課に合議するものとする。

(報告)

- 3 主管課において、委員の公募を実施したときは、その結果について、企画財政課に報告するものとする。

附 則

この指針は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

## 審議会等の会議の公開に関する指針

### 第1 趣旨

この指針は、審議会等の設置及び運営に関する要綱（以下「要綱」という。）

第4条に基づく審議会等の会議の原則公開に関し、審議会等を所管する課（以下「主管課」という。）が準拠すべき必要な事項を定める。

### 第2 対象とする会議

この指針の対象とする会議は、要綱第1条に規定する審議会等（以下「審議会等」という。）の会議とする。

### 第3 会議の公開の基準

審議会等の会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、公開しないことができる。

- (1) 法令又は条例等の規定により、会議が非公開とされている場合
- (2) 当該会議において、大山崎町情報公開条例（平成12年条例第39号。以下「公開条例」という。）第6条第1項各号の規定に該当する情報について審議する場合
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

### 第4 公開又は非公開の決定

- (1) 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、前項の規定に基づき、審議会等の長（以下「会長等」という。）が当該審議会等に諮って行うものとする。
- (2) 審議会等は、会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。

### 第5 公開の方法等

- (1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴

を認めることにより行なうものとする。

- (2) 審議会等を公開で行なう会議においては、傍聴を認める定員を予め定め、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。
- (3) 審議会等を公開で行う会議においては、当該会議の議題を明らかにした資料を傍聴者の閲覧に供するものとする。ただし、会議資料のうち公開条例第6条第1項各号の規定に該当する情報が記載されているものを除く。
- (4) 会長等は、会議を公正・円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとする。
- (5) 会長等は、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。

## 第6 会議開催の周知

審議会等は、公開する会議を開催するにあたっては、会議開催予定日の概ね7日前までに、次に掲げる事項を町公式ウェブサイトに掲載する等により、一般の周知に努めるものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 傍聴者の定員
- (6) 傍聴手続の方法
- (7) 問い合わせ先
- (8) その他必要な事項

## 第7 会議録の作成及び閲覧等

- (1) 審議会等は、会議の公開又は非公開にかかわらず、当該会議終了後速

やかに会議録を作成しなければならない。

- (2) 会議録は、当該会議の審議経過等が住民にわかりやすい形式とするよう努めるものとする。

## 第8 会議録の閲覧等

- (1) 審議会等は、公開した会議の会議資料及び会議録を速やかに住民の閲覧に供すること等により、会議の結果を公表するよう努めるものとする。
- (2) 審議会等は、会議を非公開にした場合であっても、公開条例第6条第1項各号に掲げる情報に該当するものを除き、(1)に準じた取り扱いに努めるものとする。

## 第9 運用状況の公表

町長は、審議会等の会議の公開の運用状況について、定期的な公表に努めるものとする。

### 附 則

この指針は、平成16年4月1日から施行し、同日以後に開催される審議会等の会議から適用する。

### 附 則

この指針は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この指針は、平成21年4月1日から施行する。

## 審議会等の会議の公開に関する傍聴内規

### 第1 趣旨

この内規は、審議会等の会議の公開に関する指針の対象となる会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

### 第2 傍聴者の範囲

会議の傍聴者の範囲は、何人もとする。

### 第3 傍聴の手続き

会議を傍聴しようとする者は、会議の当日、所定の場所でその旨を申し出るものとする。

- 2 会議の開会前に傍聴の希望者が所定の定員を超えた場合は、抽選により決定する。

### 第4 傍聴者の定員

傍聴者の定員は、予め当該審議会等において定める人数とする。

### 第5 傍聴することができない者

次に該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼす等傍聴を認めることにより、会議の秩序維持が困難であると認められる者

### 第6 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、傍聴席においては次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 会議における言動に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表

明しないこと。

- (2) はち巻き、腕章の類を着用する等示威的行為をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 傍聴席において写真、ビデオ等の撮影又は録音をしてはならない。ただし、報道機関の取材活動について、当該審議会等の長(以下「会長等」という。)の許可を得た場合はこの限りでない。
- (5) 他の傍聴者の迷惑になるような行為その他会議の妨害になるような行為をしないこと。

## 第7 違反に対する措置

傍聴者がこの内規に違反する場合は、会長等がこれを制止するとともに、その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。